

総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 2 8 年 1 2 月 2 2 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 3 0 号

総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の退職手当に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（失業者の退職手当） 第 1 0 条 略 2 ～ 4 略 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>（1）略 （2）その者を雇用保険法第 3 7 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 1 7 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日</p>	<p>（失業者の退職手当） 第 1 0 条 略 2 ～ 4 略 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>（1）略 （2）その者を雇用保険法第 3 7 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 1 7 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 2 0 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日</p>

改正後	改正前
<p>と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号</p>	<p>と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
から第6号まで」と、「技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16及び17 略	16及び17 略

附 則

この条例は，平成29年1月1日から施行する。